\bigcirc 軌 道 法 (大正十年法律第七十六号)

本法 般交通 ノ 用 = 供スル為敷設 ス ル軌道ニ之ヲ適 用

②一般交通ノ用ニ供セサル軌道 ニ関スル規定ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ施設スヘシ

軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘ

第四条 ス此ノ場合ニ於ケル道路ノ占用料ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依ル前条ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケタル軌道経営者ハ軌道敷設ニ要スル道路ノ占用ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノ

看 做ス此、

\bigcirc 地 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄

(略)

② \(\)
\(\) 市町村は、その事務を処理するに当たつては、

基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。 議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための

(5) (8) (略)

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

ŧ に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定める の(以下「第一号法定受託事務」という。) 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割

(略)

指定都市の権能)

第 百 五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市 (以 下 指定都市」という。)は、 次に掲げる事務のうち都道府県が法

るところにより、 律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているもの 処理することができる。 の全部又は 部で政令で定めるものを、 政令で定め

民生委員に関する事務児童福祉に関する事務

三 身体障害者の福 祉に関する事

生活保護に関する事務

行旅病人及び行旅死亡人の取扱に 関する事務

十十九八七六六五五五四 一 の のの 墓食削母二母三二行生 知的障害者の福祉に関する社会福祉事業に関する事務 に関する事務

母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務

老人福祉に関する事 務

母子保健に関する事務

削除

食品衛生に関する事 務

墓地、 埋葬等の規制に関する事 務

興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事 務

() 精神保健及び精神障害者 \mathcal{O} 福祉 に関する事務

結核の予防に関する事 務

都市計画に関する事務

十四四 土地区画 [整理事業に関する事務

十五 屋外広告物の規 制 に関 はする事 務

2 略

第 |百五十二条の二十二 (中核市の権能) 一条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、 中核 市 (次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。 都道府県がその区域にわたり一体的に処理すること 以下同じ。 は、 第二百五十

ものを、 が 中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定める 政令で定めるところにより、 処理することができる。

2 略

(中核市の要件)

第二百五十二条の二十三 中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりとする。

人口三十万以上を有すること。

メートル以上を有すること。 当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、 面積 (国土地理院において公表した最近の当該市の面積をいう。) 百平方キロ

特例市の権 能

第 ことに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市 るところにより、 |百五十二条の二十六の三 | 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。) は、第二百五十二条の二十二第一項 処理することができる。 、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理する 政令で定め 3

 \bigcirc 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号)

地方債の制 限

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては

地方債をもつてその財源とすることができる。

場合を含む。) 出資金及び貸付け金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

兀 災害応急事業費、 災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五. に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土 建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又 購入費 (当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。) の財源とする場合 設又は の建設事業 公用施品 設

\bigcirc 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号)

(定

第

2 同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。)以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに(昭和二十六年法律第百六十一号)に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において 分ける。 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業 (港湾運送事業法

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船 !航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、 他の定期航路事業をいう。 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)により人の運 「貨物定期航路事業」とは、 その

5 事業」とは、 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をい 特定の者の需要に応じ、 特定の範囲の 人の運送をする旅客定期航路事業をいう。 V. 特定旅客定期航

ς 11

6

般旅客定期航路 事業の許可

般旅客定期航路事業を営もうとする者は、 航路ごとに、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 なければならない。 前 項の許可を受けようとする者は、 国土交通省令の定める手続により、 次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出
- (略)
- に関する事業計画 航路の起点、寄港地及び終点、 当該事業に使用する船舶、 係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事 項

〇 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄

(用語の定義)

第一 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

に 属する門若しくは塀、 に類する施設 建築物 類する施設を除く。)をいい、 土地に定着する工作物のうち、 (鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、 及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これら観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これら看する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附 建築設備を含むものとする。

二~六 (略)

ŧ の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物 鉄筋コンクリート造、 のをいう。 れんが造その他の構造で、 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた

八~三十二 (略)

(建築主事)

第四条 どらせるために、建築主事を置かなければならない。 政令で指定する人口二十五万以上の市は、 その長の 指揮監督の下に、 第六条第 項の規定による確認に関する事務をつかさ

2 町村 (前項の市を除く。) は、その長の指揮監督の下に、 第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるため

に、 建 築主事を

3 { 7

築物の建 する申 請 及び 確認

うとする場合も、 合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しよ ようとする場合(増築しようとする場合においては、 受けた建築物の計画の変更 ものであることについ 地 模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着 築基準関係規定 構造又は建築設 おいて第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模 建築主は、 同様とする。 第一号から第三号までに掲げる建 (この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷 備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。 て、 確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、 (国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、 築物を建築しようとする場合 建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場 確認済証の交付を受けなければならない。 (増築しようとする場合に 第一号から第三号までに掲げる建築物を建築し 以下同 手する前 おいては、 じ。)に適合する その計 当該確認 画 が を が \mathcal{O}

を超えるもの 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メート 別表第一い欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、 その用途に供する部分の 床面積の合計が百平方メー トル を超えるも ル

木造以外の建築物で二以上の階数を有 į 又は延べ面 |積が二百平方メ ر ا ا ル を超えるも

てその区 第百十号) 市 村の 号に掲げる建築物を除く 準都市計 域 存する都道府県の都道 の全部 第七十四条第 画 区域 若しくは (市町村長が市 項の準景観地区 ほか 部について指 足府県都 都市 町村 市 計 計 都市計 三画審議 定する区域内における建 画 (市町村長が指定する区域を除く。 区 域 会 画審議会 (都道府県知事が の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法 (当該市) 都道 築 町 物 村に市町村 府県都市 内又は都道 都市計 計 画審議会の意見を聴 画審議会が置かれ 府県知 事 が関係 て指定する区域を除 ていないときは 市 町 (平成十六年法 村 \mathcal{O} 意見を聴

2 移転に係る部 項 \mathcal{O} 規定は、 :分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、 防 火地域及び 準防 火地域外において建築物を増築し、 改築し、 適用しない。 又は移転しようとする場合で、 その 増 築 改 築又

3

- 4 を交付しなければなら に適合するかどうかを審査 築主事は、第一項 日以内に、 同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、 の申請書を受理した場合においては、 審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、 同項第 一号から第三号までに係るものにあつてはその受理 申請に係る建築物の計画が建 当該申請者に 築基準関係規定 L た日かり 確認 済 証 5
- 5 つては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその 知書を同項の期限内に当該申請者に交付しなければならない。 建築主事は、 前項の場合において、 申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、 又は 申請書の記載によ 理由を記載した
- 6 できない。 項の確認済証の交付を受けた後でなければ、 同項の建築物の建築、 大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、 することが
- 7 第一 項の規定による確認の申請 書、 同 項の 確認済証及び 第五 項 0 通 知書の様式は、 国 「土交通省令で定める。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

第六条 交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、 確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。 関 「係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画(建築士法第三条から第三条の三までの規定に違反するものを除く。)が建築基 国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、

- 2 道府県知事がするものとする。 つては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては 項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合に あ
- 3 係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。 第一 項の規定による指定を受けた者は、 同 項 \mathcal{O} 確認済証の交付をしたときは、 国土交通省令で定めるところによ り、 その交付に
- 4 特定行政庁 適合しないと認めるときは、 ル は、 ならない。 前項の規定による報告を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が この場合において、 当該建築物の建築主及び当該確認済証 当該確認済証 は、 その効力を失う。 [を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通 建 是築基準 下関係 規
- 5 項 の場合において、 特定行政庁は、 必要に応じ、 第九条第一項又は第十項の命令その 他 の措置を講ずるものとする

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の三 のをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。に対する前二条の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、六条の三 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲 大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物 「政令で定めるも

- 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式(次号において「認定型式」という。)に適合する建築材料を用いる建築物
- 二 認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物
- 三 第六条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの
- ても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。 士の技術水準、 の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこ前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、 建築主事の審査を要しないこととし

(建築物に関する完了検査)

第七条 しなければならない。 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、 国土交通省令で定めるところにより、 建築主 事 の 検 査を申請

- 2 ならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 前 項の規定による申請は、 第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するように、 L なけれず ば
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、 しなければならな
- 4 敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合においては、 (以下この章において「建築主事等」という。)は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその 建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県 \mathcal{O}
- 5 いめたときは、 建築主事等は、 国土交通省令で定めるところにより、 前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを 当該建築物の建築主に対して検査済証を交付 なければならない。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)

第七条の二 第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した

係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、 項から第三項までの規定は、 第六条第一項 の規定による工事の完了の日から四日が経過する日までに、 適用しない。 当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、 当該工事に係る建築物及びその敷 地が建築基準 前 関 条

- 2 とする。 交通大臣が、 前 項の規定による指定は、 一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするもの 二以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国
- 3 その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。 第一項の規定による指定を受けた者は、 同項の規定による検査の引受けを行つたときは、 国土交通省令で定めるところにより、
- 4 項の規定による指定を受けた者は、 同項の規定による検査の引受けを行つたときは、 当該検査の引受けを行つた第六条第

5 ときは、 ならない。 項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から七日以内に、 第一項の規定による指定を受けた者は、 国土交通省令で定めるところにより、 同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準 当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。 関係規定に適合していることを認めた 第一項の検査をしなければ この場合にお

て、

当該検査済証は、

前条第五項の検査済証とみなす。

築物に関する中間検査

- 第七条の三 かどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。 \mathcal{O} 構造、 用途又は規模を限り、 特定行政庁は、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、 建築物に関する工事の工程のうち当該 工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合している 区域、 期間及び建築物
- ら四日以内に建築主事に到達するように、国土交通省令で定めるところにより、 建築主は、 申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 第六条第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、 建築主事の検査を申請しなければならない。 その日か ただ
- 3 4 項ただし書の場合における検査の申請 は、 その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、 なけれ ばならな
- が 第 三項 0 規定による申請を受理した場合におい ては、 建築主事等は、 その申請を受理し た日から四 日 以内に、

係る工事中の)が建築基準関係規 築物 等 定に適合するかどうかを検査しなければならない **(**建 築、 大規模 0 修繕又は大規模の模様替の 工 事中 . O 建築物及びその敷地をいう。 以下この章におい 7

- 5 国土交通省令で定めるところにより、 建築主事等は、 前 頭の規 定による検査をした場合において、工事中の建築物等が 当該 建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。 建築基準 関係規定に適合すると認めたときは
- 6 後でなければ、これを施工してはならない。 特定行政庁が第一項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、 前項の規定による中間検査合格 証 の交付を受けた
- 7 められた工事中の建築物等について、 検査をすることを要しない。 の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認めら 建築主事等又は前条第 一項の規定による指定を受けた者は、 第七条第四項、 前条第一項、 第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認 れた建築物の部分及びその敷地については、 第四項又は次条第一 項の規定による検査をするときは、 これらの規定による 第四 項
- 8 特定行政庁は、第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、 速やかに当 該指定を解除するものとする
- 9 項の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、 国土交通省令で定める。

国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)

が経過、 特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四 条の四 する日までに引き受けたときについては、 第六条第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、 前条第一 二項の規定は、 適用しない。 第七条の二 第一 項の規定による指定を受けた者が当該 日

- 2 ろにより、 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、 その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、 前項の規定による検査の引受けを行つたときは、 その旨を建築主事に通知しなければならな 国土交通省令で定めるとこ
- 3 基準関係規定に適合すると認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、 ならない。 第一項の検査をした場合において、 当該建築主に対して中間検査合: 特定工程に係る工事中の 格 証 建 を交付 築物等が しなけ 建 築
- 4 項の 規定により 交付され た中間検査合格証 は、 前条第五項 の中間 検査合格証とみなす。
- 5 中 条第七項の 検査合格証が交付された同条第四項の規定による検査とみなす。 規定 0 適用に ついては、 第三項の規定に より中間検査合格証が交付された第 項の検査は、 同条第 五. 項 \mathcal{O} 規定によ
- 6 · 7 (略)

(報告、検査等)

第十二条 (略)

7 特定行政庁は、2~6 (略)

建築基準法令の規定による処分に係る建築物

の敷地

構造、

建築設備又は用途に関する台帳を整備するものとす

8 (略)

都道府県又は 建築主事を置く 市町村の 建築物に対する確認、 検査又は是正措置に関する手続 \mathcal{O}

第十八条 又は建築主事を置く市町村である場合においては、 第十条まで及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、 第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、 当該国の機関の長等は、 当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通 次項から第十四項までの規定に定めるところによる。 第六条から第七条の六まで、 第九条から 都道府県 知

しなければならない。

3 基準関係規定。以下この項において同じ。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合す掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建 ことを認めたときにあつては当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付し、 係規定(第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して交付しなければならない。 めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつてはその旨及び理由 建築主事は、 前項の通知を受けた場合においては、 第六条第四項に定める期間内に、 審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合する 当該通知に係る建 建築基準関係規定に適合しないことを認 築物 \mathcal{O} 計画 [が建築基準 築 関

ることができない。 一項の通. 知に係る建築物 0 建築、 大規模の修繕又は大規模の模様替の 工事 は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確認済証 の交付を受けた後でなければ す

5 事に 国の機関の長等は、 通 知しなければならない。 当 該 工 を完了した場合においては、 その旨を、 工 事が完了し た日から四 日以内に到達するように、 建築主

6~14 (略)

耐 火 又 人は準 耐 築物とし なけれ ば なら ない特殊建

三イに該当する準耐火建築物(主要構造部の準耐火性能その他の事項について、準防火地域の内外の別に応じて政令で定める技術供するもの及び第二号又は第三号に該当するものを除く。)のうち防火地域以外の区域内にあるものにあつては、第二条第九号の宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(三階の一部を別表第一い欄に掲げる用途(下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。)に二十七条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が三で、三階を下 的 .基準に適合するものに限る。)とすることができる。

- ては三階以 別表第一い欄に掲げる用途に供する別表第一の欄に掲げる階を同表い欄 上の部分に限る。 ·欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同·機に掲げる階を同表い欄の当該各項に掲げる用途に供するも))の床面積の合計が同表は欄の当該各項に該当するもの (同表)項の場合にあつては客席、 同表

 田項の場合にあ
- 劇場 画 館 又は演芸場の 用途に供するもので、 主階が 階にない も の

容

第五十二条 定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建 市 は建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する。
の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む。
の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む。 画において定められた第二号に定める数値 建築物の 延べ うれた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地 面 積 0 敷地面積に対する割合 (以下「 容積率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従 域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都 築

- は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物 十分の五、十分の六、十分の八、 十分の十、 十分の十五 又
- 第一 隣商業地域 米地域内の建築物 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたものは商業地域若しくは準工業地域内の建築物(第五号に掲げる建築物を除く。) 十分の十、十分の十種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種 十分の十五数、第二種は 住居地 五、 十分の二十、 域、 分域
- 商業地域内の建築物 十分の百 十分の百 十分の百二十又は十分の百三十のうち当該地域に関する都市計画において定められ 十分の たもの 十分の 九

画 又 は 工 用 地 5 域 内 \mathcal{O} 築 分 0 + 十分の十 Ħ. 十分の二十、 十分の三十又は十分の 兀 + のうち 関

る

方法 その一・五倍以 限度以上 により算出した数値 第二種 住居地 \mathcal{O} 住居 \mathcal{O} に限 下で当該 域 準 る。 地 住 区 までの範囲内で、 居地域、 第五十 建築物の住宅の に関する都市 であつて、 -六条第一項第二号ハ及び別表 近隣商 計 用途に供する部分の床面 業地域又は準工業地域に関する都市計 画に そ \mathcal{O} おい 住 宅 7 \mathcal{O} 建築 用 途 物の に 供 第 敷地 ける $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 部 積 面 の合計のその延べ面積に対する割 兀 積 分 の項にお \mathcal{O} \mathcal{O} 最 床 低 面 限積 画 度 \mathcal{O} て同 が定 合計 において定めら おいて定められたも i, i, i めら が その) 当該建築物があ ħ たときは 延 れた第二号に定める数値 面 積 合に応じて政令で定める \mathcal{O} その 分 敷 \mathcal{O} る第 地面 上 積が当該 種住居 で あ か る 5 地 最

用途地域 行政庁が 土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるも の指定の い区域内の建築物 十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、当該高層住居誘導地区に関する都市計画におい 十分の三十又は十分 \mathcal{O} 几 のうち、

従い、 同 ľ, 項に定めるものの)の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率は、 ?一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物当該各号に定める数値を乗じたもの以下でなければならない。 ほか 前面道路 (前)建築物の容積率は、当該前で面道路が二以上あるときは、 面道路の幅員 その幅員の最大のもの。 のメート ル の数値に、次の各号に掲げる。以下この項及び第十二項に 次の各号に掲げる区 お 分に 11 7

る 居地 区域内のな 域内の建築物 種中高層住 建 (築物にあつては、十分の六) 2(前項第五号に掲げる建築物を除く。) 十分の四1居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の の建築物又は第一十分の四 (特定行政庁が都道府県都市 種住居地域、 計 第二 画審 種住居地 議会の 議を経て 域 若しくは 指定す 準 住

八は十の -分の八 他 0 建 築物 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の計分の六(特定行政庁が都道府県都市計 職会の議を経ての情を経る 会の て定めるも 議を経て指定する区 一域内の 建築物にあつては、 几

3

Ŧī. 八十六条の 項 については、 において同じ。 九条第一項及び第三項、 項 -八条の (ただし書を除く。) 应 六第一項に規定する建築物の 建築物 第六十八条の五 の九第一項、第八十六の九第六十八条の五の \mathcal{O} 容積率の最高限度に係る場合に限る。 第五 前 項、 第八十六条第三 十九条の二第一項、第六十条第 (第一号イを除く。 第七項、 の三(ただし書及び第一号口を除く。 容積率 第十二項及び第十四項 一項及び (第五十九条第 第六項において同 第四 項、 第六項において同じ。)の算定の基礎となる延べ 第八十六条の二 項、第六十条の二第一 項、 じ。)、第六十八条の五 第六十条の二第一項及び第四 第五十七条の二第三 第六十八条の五 項 (及び) 項及び第六十八条の九第 第 三項、 の二第一項 一の四第 第八十六条の円第一項第一日 項、 第五 第六十八条 干 七 条の 五号 面 号口を除く。 口、 項に の 三 規定す 第六十 項並 建 項 び

用 の 三 に 0 供する部 一分の 分を除 を超える場合にお が地 以下この 盤 面 カン 5 1 いては、当該建築物の項において同じ。 \mathcal{O} 高さ一メー 築物 トル以 。 の の住宅の用 下にあるものの 床 面 積 活途に供 途に供する部分の床面(当該床面積が当該建 住 宅 \mathcal{O} 用途に供 |積の合計の三分の一) する部分 (共同 住 宅 \mathcal{O} いする部 は、 共 用 0 入し 分 廊 \mathcal{O} 下 床 又 人は階 面 £ 積 \mathcal{O} 段

- 5
- 六十八条の五 並 びに する部分の床面積は、 項、 八条の八、第六十八条の 第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、 第五十九条の二第一項、第六十条第一項、 第六十八条の九第一第六十八条の五の二 算入しないものとする。 第十二項及び第十四項、 第一 項、第八十六条第三 第六十八条の 第五 第六十条の二第一項及び第四 項及び第四項、 + 五の三(第一号口を除く。) 七条の二 一第三項 第八十六条の二 第二号、第五 第六十八条の三第一項、 、第六十八条の五の 第二 十七条の三 共同住宅の共用の廊 項及び第三項、 一第二項、 第八十六条の五 四第 第五 第六十八条 下 又は階段の用 項 九条第 第 \mathcal{O} 兀 項及 項
- 7 お 地 いては、 の当該地 築物の敷地が第一項及び第二 地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなけ、当該建築物の容積率は、第一項及び第二項の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積が地が第一項及び第二項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の二以 りればならない。傾率の限度にその 上にわ たる場合
- 12 8 を越えないものにおいて当該壁で 等にあ 5 6 後退して壁面 道 11 路 壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するも るものとみなして、 項各号の規定により前 幅 員 \mathcal{O} メー 一面線又は当該 |線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面 (ひさしその 1 - ルの数 第二 値に十 壁面 他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。 面 項から第七項まで及び第九項の規定を適用することが 道路の幅員 の位置の制限として定められた限度の線 分の六を乗じたもの以 \mathcal{O} メー 1 ルの数値に 下でなければ 乗ずる数値が十分の四とされている建築物 ならな (以下この)につい ては、 できる。 項及び次項に 当 ただし、 該前 の位置の制限 面道路 におい 7 建 のに限 築物 の境界線は、 「壁面 (道 る。 容 面 路に 積 道 が 路 という。 面 \mathcal{O} は

該壁面

当該

前

当する建 ある場合

築

界線

カコ

14 13 は、 項 ず から第九項までの規定にかかわら ħ かに該当 「する建 築物 で、 特定 行政庁が ず、 その許 交通上、 可の範囲内において、 安全上、 防 火上及び衛 これらの規定による限度を超えるものとする 生上 支障が な · と認 可

おけるその敷地内の建築物 同 敷地 内の建築物の機 械室その他これに類する部 分の 床 面 積の合計 の建 築物 0) 延べ 面 積に対する割合が著しく大きい場合に

その敷地 0 周囲 に広い公園、 広場、 道 と路その 他の空地を有する建 築物

15

特例容積率適用地区内に おける建築物の容積率の 特例

第五十七条の二 (略)

2

3 例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定するものとする。特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいず が次の各号に掲げる要件のいず れにも該当すると認めるときは、 当該申請に基づき、

(略)

事中の建築物の計 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、 画上の容積率以上であること。 申 請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率 文は 現に 建 逆築の

(略)

第五十七条の三(指定の取消し

(略)

2 の工事中の建築物の計画上の容積率が第五十二条第一項から第九項までの規定による限度以下であるとき、その他当前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率 造が交通上、 項の規定による申請を受けた特定行政庁は、 安全上、 防火上及び衛生上支障がない と認めるときは、 一当該申請に係る指定を取り消すものとする。 の特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建 ⅳ該建 築物の構

3 \ 5 略

高 度利用地 区

第五十-る場合においては、 九条 高度利用地区内に それぞれ おい の建築面積)は、 ては、建築物の容積率及び建ペい率並 高度利用地区に関する都市計 び に建築物 画にお V) \mathcal{O} て定められた内容に適合するものでなければ建築面積(同一敷地内に二以上の建築物があ

工

ならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であつて、 階数が二以下で、 か ~つ、 地階を有
- 一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものしない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの
- 可したもの 学校、駅舎、 卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許

略)

2

3 十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。 高度利用地区内の建築物については、当該高度利用地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五

4 • 5 略

が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされ第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁(敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例) て、第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内におい

2

とすることができる。

(特定街区)

第六十条 特定街区内に ならない。 におい 7 は、 建築物の容積率及び高さは、 特定街区 に関する都市 計画に おい て定められた限度以下でなければ

2

都市 再生特別 地区)

第六十条の二 都市再生特別地区内においては、 建築物の容積率及び建ペい ✓ 率、 建築物 0 建築面積 同 敷地内に二以上の建築物が

に適合するものでなければならない。 る場合にお ぞれの建築面 並びに 次の各号の単びに建築物の 0 高さは、 都市 再 生特別地 区に関する都市 計画において定めら 容

- 主要構造部が木造、 かつ、 地 を有
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもしない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの \mathcal{O}
- 可 学校、駅舎、 したもの 卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて

2 • 3

度を第五十二条第一項各号に掲げる数値(第五十七条の二第六項の規定により当該数値とみなされる特例容積率都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物 む。)とみなして、第五十二条の規定を適用する。 \mathcal{O} \mathcal{O} 限度の数値を含 容積率の最高限

5 7

火地域内 \mathcal{O}

一条 防火地域内におい ては、 階数が三以上 であり、又は延べ面積が百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その

- 一(延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。
- 災の 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火 発生のおそれの少ない用途に供するもの
- 高さ二メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、 又は 覆われたも

さ二メートル 以下の門又 は 塀

耐く 第六十二条 準ち 、準防火地域内の建築 耐火建築物とし、 を除く階数が三である建築物 延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルを超える建筑 は耐火建築物、 準耐火建築物又は外壁の開 П 部の構造及び 面積 主要構造部 の防 トルを超える建築物 火の措置その 階

項 この について防火上必要な政令で定 限 りでない。 める技術 的 基準 適合する建築物とし なけ れ ばならない。 ただし、 前条第二号に該当するも 0 は

開 発等促 進 区等内の 制 限 0 緩 和

第六十八条の三 、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めで地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては区をいう。以下同じ。)又は沿道再開発等促進区(沿道整備法第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。) 地区計画又は 第五十二条の規定は、 沿道地区計画 適用しない。 0 区域のうち再開発等促進区 (都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開 発等促

2 6

るも

のについては、

域内に、 における建築物の容積率の特例築物の容積率の最高限度を区域 の特性 に応じたも のと公共施設の整備 の状況に応じたものとに区分して定め る 地 区 \mathcal{O} 区

第六十八条の四 ないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しじた建築物の容積率の最高限度」という。)を除く。)に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度(以下この条において「公共施設の整備の状況に応 当該地区計 :画等の内容(都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内にある建築物 の整備の状況に応

整備 計 画 (集落 地 区 整備 計画を除く。)が定められている区 域のうち、 次に掲げる事 す項が. 定めら れて 1 る区 域であるこ

と公共施設 都市 画 『設の整備の状況に応じたものとに区分した建築物の容積[法第十二条の六、密集市街地整備法第三十二条の二又は **榎率の最高限度** は沿道整備法第九条の の 二 \mathcal{O} 規定による区 域 0 特性に応じたも

地区施設等 規定する施設 (地区整備 特定建築物 計画の区域にあつては都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区 地区整備計 画 の区域にあつては密集市 街 地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地 施設又は 同 条第四 远防災

施設 定する地区施設、 (以下単に「地区防災施設」という。)、 沿道地区整備計画の区域にあつては沿道整備法第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同 以下同じ。)の配置及び規模 防災街区整備地区整備計画 \mathcal{O} |項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項||区域にあつては地区防災施設又は同項第三号に規

第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、第二号に規定する施設をいう。以下同じ。)の 前号イに掲げる事項に関する制限が 定められている区域であること。

区

第六十八条の五 規定を適用する。 :画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、-八条の五 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は|域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例) 当該地区計画又は沿道地 同条の

道 地区整備計画の区域を区分して建築物の容積率の最高限度が定めら 地区整備計画又は沿道地区整備計画 次に掲げる事 項 が定められている区域であること。 (都市計画法第十二条の七又は沿道整備法第九条の三の規定により、 ħ てい るもの に限る。 が定められている土地 地区整備計 の区域の 画又は う 沿

建築物 0 地 面 積 の最低限度

壁面の位置の制限 (道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号に掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

(高

第六十八条の五の二 道地区 八条の五の二 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例) 計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項各号に定める数値とみなして、 、当該世 地区計 規定を適用 画又は す

区整: 都市計画法第十二条の八又は沿道整備法第 備計画 の区域であること。 九条の 匹 の規定により、 次に掲げる事項が定められ てい る地 区 整 備計 画 又は沿道 地

建築物 0 容積率 -の最 高限度

第六十八条の二第 項の 規定に基づく条例で、 前号ロに掲げる事項 (壁面 町の位置 \mathcal{O} 制限にあつては、 地区整備計 画又は沿道地

2

第六十八条の五の三 次に掲げる条件に該当する地区計画等 三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。 二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同条(第八項を除く。)の規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第 三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、 全部又は一部を住宅の用途に供する建築物については、当該地区計画等において定められた建築物の容積率の最 住 居と住居 床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は第 以 外の用途とを区分して定める地 区計画等の 区域内における建築物の容積 (集落地区計画を除く。 以下この条におい 率の て同じ。)の 高限度を第五十 区 |域内にあるそ

次に掲げる事項が定められている地区整備計画等 (集落地区整備計画を除く。) の区域であること。

に により、 掲げるものの数値が第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値以上その一・五倍以下で定められているものに限 建築物の容積率の最高限度 それぞれ都市計画法第十二条の九第一号、密集市街地整備法第三十二条の三第一号又は沿道整備法第九条の五第一号 (都市計画法第十二条の九、 密集市街地整備法第三十二条の三又は沿道整備法第九条 0 五. の規 定

る。

建築物の 敷地 面積の最低限度

壁面の位置の制限 (道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

第六十八条の二第一 項の規定に基づく条例で、前号ロからニまでに掲げる事項に関する制限が定められている区域であるこ

三 当該区 域 が 第一 種 住 居 地 域、 第二種 住 居 地 域、 準住居地域、 近隣商 業地 域、 商業地 域 文は 準工業地域内にあること。

区域 -八条の五日域の特性日 五の四 次に掲げに応じた高さ、 配列及び形態を備 地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条におえた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内に おける制限の特

第五十二条第二項の規定は、 当該地区 計 画等の内容に適合し、 次に掲げる条件に該当する地区計画等 適用しない。 かつ、 特定行政庁が交通上、 安全上、 防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては V て同じ。) \mathcal{O} 区域内 0

次に掲げる事 項 が : 定め 5 n 7 1 る地 区 整 備 計 画 等 (集落地 区 整備計 画 を除く。 0) 区 .域であること。

1 (略)

口 建築物 0 容 積 率 \mathcal{O} 最 高 限 度

(建 築物の敷地が地区計画: 0

第六十八条の八 して、第五十二条第七項、第十四項及び第十五項又は第五十三条第二項、第四項及び第五項の規定を適用する。五十二条第一項及び第二項の規定による建築物の容積率の限度又は第五十三条第一項の規定による建築物の建ぺい率の限度とみな率の最高限度又は建築物の建ぺい率の最高限度を、それぞれ当該建築物の当該条例による制限を受ける区域内にある部分に係る第 た場合において、 第六十八条の 建築物の敷地が当該条例による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該条例で定めら |第一項の規定に基づく条例で建築物の容積率の最高限度又は、区域の内外にわたる場合の措置) 建築物の 建ぺ 1 、率の最 れ 高限 た建築物の容積 度が定めら

市計画区域及び準都市計画区域以外の区 域内の建築物に係る制限

第六十八条の九 定める基準に従い、条例で、 関し 共団体は、 て必要な制限を定めることができる。 当該区域内における土地利用の状況等を考慮 第六条第一項第四号の規定に基づき、都道府県知事が関係市 建築物又はその 敷地と道路との し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、 関係、 建築物の容積率、 町村の意見を聴いて指定する区域内にお 建築物の 高さその他の建築物の敷地又は構造 、ては、 政令で 地方

2 略

(一の敷地とみなすこと等 による制 限 \mathcal{O} 緩 和

六条

2

3 あ る一 建 築物の敷地又は建築物 団地を形成している場合において、 \mathcal{O} 敷地以外の土地で二以上のもの 当該 寸 地 (その内に第八項の規定により現に公告され が、 政令で定める空地を有し、 カュ ている他の対象区域があるとき 面 !積が政令で定める規 模以上

第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。 分は二)の適用に ることによ 率、一以上 その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一 上の \mathcal{O} について、 り 部 対 市 分の高さその 街地 区 のうち、 の環境 当該 全部 いて、 団地を当該一又は二以上の書をですったものについては、寺列すでで、かつ、終めの整備改善に資すると認めて許可したものについては、寺列すでで、かつ、終めの整備改善に資すると認めて許可したものについては、寺列すでで、かつ、終めの書により、りて、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、終めの を含 £ のに限 以下この 万項、 第六項、 七 項 及び次条第 八項にお 当該建築物の各部分の 1 (第五十九条 て同 総合的 築物の位 内 の 二 な配慮が 第一 屋び 高さ又は容積 なされ 項を除る 建ペい 項から る 7 <

する場合におい で定める基準に る建築物の位置及び 域があるときは、 第 境 のとすることができる。 の面積がか 他 とみなして適用する第五 \mathcal{O} の構造 項を除く。)の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定 各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内におい につい 政 て、 .従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地 令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域 当該 《すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定(第五十九条の,て、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さ |建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の||該他の対象区域の全部を含むものに限る。 十二条第一項から第九項まで、 容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、 て、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を 第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超える 以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。)の区域(その内に第八項の規定により現に公告されてい 第六項及び次条第八項において同じ。)内に 安全上、 防火上及び衛生上必要な国土交通省令 、る他 建築され 現に存す \mathcal{O} 対象 <u>ー</u>の る建 を有 区

5~1(略)

公告 認定対象区域内におけ る 敷 地 内認 定 建 築 物 以外 0 建 築物 \mathcal{O} 位 置 及 び 構 定等

第八十六条の二 (略)

域 部分の高さその他の構造との関係において、 物の位置及び建ぺい率、 に 「政令で定める空地を有することとなる場合に限る。)においい地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以 定建築物以 容積率、 各部分の高さその他の構造につい 積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合(当該 交通上、安全上、 て、 防火上及び衛生上支障がなく、 国土交通省令で定めるところにより、 て、 他の一敷地内認定建築物の位置及び建 かつ、 市街地 の環境 定 行政庁 こい率 0 整備改

定又は当該 一第六 すると認めて許 の規 公告認定対象区域 定に よる限 可したときは、 度 な超えるものとすることができる。この場合において、前項の規定はを一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、 当該 建 築物 の各部分の高さ又は容積 率を、 可 , の 範 囲内におい 第五十六条若しくは 適用し て、 第五 十五. 条第一 第五十七 項の 条 規

3 び政 こととなると認める場合に限 地 又は第四項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物 しようとする者は、 产 $\overline{\mathcal{O}}$ 建ペい率、 公告 環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、 許可対の 当該建築物が、 象区域 容積率、 国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行 (前条第三 各部分の その位置及び建ぺい率、容積率、 ŋ 高さその他の構造との関係において、交通上、 項又は第四 許可するものとする。 ものにみよいしっます。 これの規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じほの規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ、 こっくことかてきる。この場合において、前項の規定は、 各部分の高さその他の構造について、 当該区域内に前条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持する (以下「一敷地内許可建築物」という。) 以外の 安全上、 防火上及び衛生上支障がなく、 以下同じ。 他の一敷地内許)内において、 可建 操物 建築物を建 かつ、 同条第三 つ、市街の位置及 項 築

八十六条の五 (略)(一の敷地とみなすこと等 0 認定 又 は 許 可 0 取 消し)

3

率、 善を阻害することがないと認めるときは 容積率、 項の規定による許可 各部分の高さその他 可 \mathcal{O} 取消し の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、 の申請 当該申請に係る許可を取り消すものとする。 を受けた特定行政庁は、 当該申請に係る公告許 可 対象区域 内の建筑 かつ、 市街 築 物 地 \mathcal{O} $\bar{\mathcal{O}}$ 位置及び 環境 建心 V 改

5 6

(総合: 的設計 による一 団 地 \mathcal{O} 住宅施設につい ての 制限の特例

定する外壁の後退距 ついては、第五 六条の六 団地 離及び第五十 の住宅 二条第 施設に関する都市計 項第一号に規 五条第一 項 に規定する建築物の高さと異 定する容積率、 画 を定める場合においては、 第五十三条第 一項第 、なる容積率 号に規定する建ぺい率、 種 低層住 建ぺ **\ 居 · 率、 専用 距離及び 地 域又は第二 高さ 第五十四条第二項に \mathcal{O} 低層 基準を定めるこ 住 居専用 規 地

2 略

が

できる。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。 替えるものとする。 八十七条 て、 の用途相互間におけるものである場合を除く。)においては、同条 第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類 (第三項を除く。)、第六条の二、第六条の三(第一 「建築主事に届け出なければならない」と読み この場合にお

2~4 (略

(建築設備への準用)

第八十七条の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合にお 第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第十四項を除く。)及び第八十九条から第九十条の三までの規定二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五(第六条の三第一項第一号及び 以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読 を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日 み替えるものとする。 合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項を除く。)、第六条の二、第六条の三(第一項第一号及び第 同項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(前条第一項において準用する場

許可又は確認に関する消防長等の同意等)

第九十三条 じ。)又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準 又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長 『検査機関が第八十七条の二において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、『火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事若しくは指定確 りでな 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許 (消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同

長又は消防署長は、 前項の規定によつて同意を求められた場合においては、 当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令

2

ときは 他 修 れらの期限内に、 す つるも 通 場合にあ 知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、 、は条例 同項 いつては、 \mathcal{O} 0 反 \mathcal{O} 規定 いしないものであるときは、 規定により読み替えて適用される第六条第 模様替若しくは用途 その事由を当該特定行政庁、 同意を求められた日から七日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関 主 事又は指定確認検 !の変更又は同項第! 第六条第 建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。 查 機関 項第四号に係る場合にあつては、 条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同 が第六条の三 一第一項 第一号若 しくは第二号に掲 同意を求められた日から三日以内に、 がげる建 築物 \mathcal{O} 築物 意を求められ 建 の防火に関 その た

- 3 規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。 第六十八条の二十第一項 (第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、 消防! 長又は消防署長 が 第 項
- 4 による確認の申請を受けたとき又は第十八条第二項(第八十七条第一項又は第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第六条の二第一項(第八十七条の二において準用する場合を含む。) 定による通知を受けた場合においては、 長又は消防署長に通知しなければならない。 建築主事又は指定確認検査機関は、 第一項ただし書の場合において第六条第一項 遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物 (第八十七条の二におい の工事施 工地又は 所在地を管轄する消 て準用する場合を含む)の規・ 0 規定
- 5 る保 する場合を含む。)の規定による確認の申請を受けた場合又は第十八条第二項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。 お 建築主事又は指定確認検査機関は、第三十一条第二項に規定する屎尿浄化槽又は建築物における衛生的 規定による通知を受けた場合においては、 健所長に通知しなければ いて準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書を受理した場合、 和四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第六条第一項(第八十七条第一項 ならな 遅滞なく、 これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は 第六条の二第一項 (第八十七条第 環境の確 項にお 保に 所在地を管轄 関 いて準用 する法 律
- 6 定 認 健 検査機 所長は、 関 に対 必要があると認める場合においては、 L て意見を述べることができる。 この 法律 \mathcal{O} 規定による許 可 文 は 確認 に つ V) て、 特定 行 政 岭广、 建 築主 事 文は 指

(書類の閲覧)

第九十三条の二 する書類のうち、 特定行政庁は、 当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地 確認その他の 建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第 の所有者、 管理者若しくは占有者又は第三者の権 項 及び第三項の 規定による報告 利

利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、 \mathcal{O} 請 求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 第四条第一項の市以外の市又は町村においては、 できる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。 この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことが 同条第二項の規定によるほか、 当該市町村の 長の指揮監督の下に

(特別区の特例)

第九十七条の三 特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、 この法 属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。 律中建築主事に関する規定は、 特別区が置く建築主事に適用があるものとする。 特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事 この場合にお \mathcal{O} 権限 ては、

2・3 (略)

別 五条の三、 耐火建築物又は準耐火建築物とし 第九十条の三関係 なければならない特殊建築物 (第六条、 第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十

用途	(١٧)
い欄の用途に供する階	(3)
の床面積の合計 (一項の場合にあつては席、 (五項の場合にあつては (一項の場合にあつては客	(は)
場合に限る。)の床面積の合窓及び診療所についてはその院及び診療所についてはそのに及び診療所についてはそのにしているのの場合にあつてはのがしまるのがある。)の床面積の用途に供する部分(二	(KZ)

				<u> </u>
(五)	(四)	(三)	()	()
で政令で定めるもの	百貨店、マーケット、展示場	が ないで 政令で 定めるも 学校、体育館 その他これらに	るもので政令で定めるもの、寄宿舎その他これらに類すテル、旅館、下宿、共同住宅設があるものに限る。)、ホ設があるものに限る。)、ホ病院、診療所(患者の収容施	おるものおらに類するもので政令で定場、公会堂、集会場その他こ場場、映画館、演芸場、観覧
	三階以上の階	三階以上の階	三階以上の階	三階以上の階
二百平方メートル以上	三千平方メートル以上			ートル) 以上 覧席にあつては、千平方メ 二百平方メートル (屋外観
千五百平方メートル以上	五百平方メートル以上	二千平方メートル以上	三百平方メートル以上	

(六) 自 その他これらに類するもの 政令で定めるもの 動 車車庫、 自 動 軍修 理工 場 で 一階以上 \mathcal{O} 階 百五十平方メー 1 ル 以上

 \bigcirc 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号)

(定義)

第

条

(略)

2 この法律で 旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で 「旅客自動車運送事業」とは、旅客「自動車運送事業」とは、旅客 他人の需要に応じ、 有償で、 自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

4 \ 8

旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

般旅客自動車運送事業 般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業) (特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送 事

般貸切旅客自動車運送事業 (一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する

般旅客自動車運送事業

般乗用旅客自動車運送事業 個 の契約により 口 の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送

する一 般旅客自動車運送事業)

特定旅客自動車運送事業 (特定の者の需要に応じ、 定の範囲の旅客を運送する旅客自 動 車運送事業

般 旅 **然客自動** 車運 送事業の 許

第四 般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 0) 別をいう。 %をいう。以下同じ。) について行う。 般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動 車運送事業の種別 (前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車 運送事業

 \bigcirc 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) (抄)

用語 の定義

第二条

2 この法律において「道路の附属物」とは、二条 (略) 又は工作物で、次に掲げるものをいう。 道路の構造の保全、 安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設

一 5 五 (略)

七・八 (略) 六 自動車駐車場で道路上に、 又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

3 5

(道路の種類)

左に掲げるものとする。

一般国道 高速自動車国道 条 道路の種類は、

市町村道

兀

動車

二条の二 高速自動車団 一国道に つい ては、 この法律に定めるもの \mathcal{O} ほ か、 別に法律で定める。

般国道の意義及びその路線の指定)

第五条 次の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。 第三条第二号の一般国 (以下「国道」という。) とは、 高速自動 車 玉 道とあわ せて全国的 な幹線 が道路網 を構成 かつ、

- 特に重要な都市(以下一 国土を縦断し、横断 (以下「重要都市」という。 断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。))を連絡する道路 その他政治上、 経済上又は文化
- 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道
- 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路
- 要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附 三則第五項に規定する港湾、 重
- 五. 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡

2 略

る道路

道府県道の意義及びその路線の認定)

該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、 左の各号の一 に該当する道路で、 都道 府

定する重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法 |種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これをする重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第五条に規定する第二種漁港若しくは 「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路 市又は人口五千以上の町(以下これらを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、 港湾法第二条第二項に 規 第

- 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路
- 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
- 兀 絡する道路 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に 密接な関係 が ある主 要地 主要港又は 主要停 車
- 五. 都道府県道とを連絡する道 主要地 主要停車場又 は主要な観光地とこれらと密接 な関係にある高速自 動 車 玉 道 国道又は前各号の一 に規定する
- 前各号に掲げるものを除く外、 地方開発のため特に必要な道路

- 2 (w
- 3 ない。 第 ばならない。 項の市 項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法 (以下「指定市」という。) の区域内に存する場合においては、 この場合において、当該指定市の長は、 意見を提出しようとするときは、 (昭和二十二年法律第六十七号) 都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聞かなけれ 当該指定市の議会の議決を経なければなら 第二百五 十二条の十九
- 4~7 (略)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、 市町村長がその路線を認定したものをいう。

2~5 (略

(国道の新設又は改築)

第十二条 都道府県がその 国道の新設又は改築は、 工事を施行することが適当であると認められるものに 国土交通大臣が行う。 ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により ついては、 その工事に係る路線の部分の 存する都道府県が行

(国道の維持、修繕その他の管理)

間」という。)内については国土交通大臣が行い、 部分について行う。 第二条第二項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、 前条に規定するものを除くほか、 国道の維持、 その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の 修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 政令で指定する区間(以下 (昭和二十六年法律第九十 区域内に存する 「指定区

- 2 (略)
- 3 この場合においては、 県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府 国土交通大臣は、 あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 4~6 (略)

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

- 当該路線を認定した市町村長の統轄する市町 第八条第三項の規定により市町村長が当該 市町村の区域をこえて市町村道 対が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合にお の路線を認定した場合に おいては、 その道路 の管理 は 7
- 3 は、 規定中「関係都道府県知事」とあるのは 第七条第五項及び第六項の規定は、 その重複する部 分の道路の 管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の 前項但 「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは !書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これ 議決を経て協議しなければならない。 「都道府県知事」と、 同条第六項中
- 「当該都道府県の議会」とあるのは 「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。
- 4 ついては、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、 第二項 但 書 \mathcal{O} 規定 0) 適
- 5 る場合を含む。)においては、 第二 項但書の 規定による関係市町村長の協議が成立した場合(前項の規定により関係市町 関係市町村長は、 成立した協議の内容を公示しなければならない。 村長の協議が成立したものとみなされ

管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、 が行う。 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一 第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うべきもの並びに

- 当該市 市 指定市以外の市は、 区 .域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。 の区域内に存する国 第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、 道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第 一項の 規定により当 T該都道· 都道府県に協議)府県が行うべきも その同意を得て \mathcal{O} 並びに当
- 3 項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、 政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、こ道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路7十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国 れを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所 道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。 道路の区域を変更した場合においても (以下

2 (略

する。

(兼用工作物の管理)

。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事(道路の新設、改築又は修繕に三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十差部分をいう。)、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設(以下これらを「他の工作物」と総称する。)とが相互に効政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道との交 関する工事をいう。 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道(道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 以下同じ。)及び維持以外の管理を行わせることができない。 独立

2~6 (略

附帯工事の施行)

一十三条 工事を道路 道路管理者は、 に関する工事とあわ 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工 せて施行することができる。 事 文は 道路 に関する工 事を施行するために必要を生じた他

2 (略)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号の 1 ずれかに掲げる工作物、 物件又は施設を設け、 継続し て道路を使用しようとする場合においては、

道路管理者の許可を受けなけ れ ば ならな

- 電線、 変圧塔、 便差出箱、 公衆電話所、 広告塔その 他 これ らに類する工作
- 下水道管、 ガス管その他これらに類する物件 設
- 三 鉄道、 道その他これらに類する施
- 几 歩廊、 雪よけその他これらに類する施設
- 五. 地下街、 地下室、通路、浄化槽その他これらに 類する施設
- 露店、 商品置場その他これらに類する施設
- 2 七 前 道路の占用 項の許可を受けようとする者は、 前各号に掲げるものを除く外、 (道路に前項各号の一に掲げる工作物、 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、 左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 物件又は施設を設け、 継続して道路を使用することをいう。 物件又は施設で政令で定めるも 以下 一同じ。
- 道路の占用

の目的

- 道路の占用の場所
- 工作物、 物件又は施品 設 \mathcal{O} 造
- 五四 工事実施 の方法
- 事の時期
- 道路の復旧方法
- 3 ては、 あらかじめ道路管理者の許 第一 その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、 項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、 可を受けなければならない。 前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合にお
- 5 略

0 可基 準

項又は第三項の許可を与えることができる。 三十三条・コースの占用の いものであり、 路 且つ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、管理者は、道路の占用が前条第一項各号の一に該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにや ためにやむを得 同条第一

2 さわしいと認められ、 れ 部 分 専 闸 前 で国土交通 道 項 項の許可を与えることができる。 れらの道 路 0 規定に の連 結路附属地 |路の通行者の 省令で定める交通の用に供するものに附属する道路 かかわらず、 かつ、 める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通 前 前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、 利便の増進に資する施設 条第一 項第五号から第七号までに掲げる工 で、 当該連結路附 合するもののための道路の占用については、同条第一項又:属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふ 作物、 物件 又は施設 以下この項において同じ。)に設けら のうち、 路その 高 速 自動 他の施設とを連結する 車 玉 道 又 は自 動 車

国 の行う道路の占用 の特 例

第三十五条 については、 その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事立条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に 政令でその基準を定めることができる。 項

(水道 ための 道路の占用 の特 例

第三十六条 気通信· 条第一 水道管、 用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第 業の用に供するものに限る。)又は電柱、 九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するもの 三年法律第七十九号)、 は、 .ては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出 の限りでない。 ない。ただし、 事業法に基づくものにあつては同法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の 項第十号に規定する電気事業者 ガス事業法 水道 電気、ガス事業等の 公衆の用に供する鉄道 (昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は電気通信 (昭和三十二 災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においている。これでは、それでは、というでは、またかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなけれ 鉄道事業法 年法 ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事 ·律第百七十七号)、工業用水道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法 (同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。) がその事業の用に供するものに、電 電線若しくは公衆電話所 (これらのうち、 (昭 和三十三年法律第八十四 三項の規定による許可を受けようとする場合に 電気事業法に基づくものにあつては同法第二 (昭 [号)、下水道法 和四十 事業法 五年法律第七十 に限る。)、下 (昭和五十

路管理者 は、 前項の計画 書に基づく工事 (前項ただし書の規定による工事を含む。 0) ための道路の占用の許 可 Ò 申 請があ

2

た場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一 項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 を禁止し、又は制限することができる。 に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特 区域を指定して道路の占用

第九十九条 くは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百 みだりに道路 (高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。) を損壊し、若しくは道路 の附属物を移転し、 万円以下 Ď 罰金に処す

第百条

- 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用し5条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道 路予定区域を占用した者
- 第四十三条 (第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

几 拒み、 正当の事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、 又は妨げた者 竹木その他の物件の使用、 収用若しくは処分を

第百一条 第三十二条第三項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者

- 第四十六条第 規定による禁止又は制限に違反 して水底トンネル を通行
- 兀 道路の 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十路の通行に関し第四十七条二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者 第四十七条第 し第四十七条二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若 若しくは 制限されてい る
- 五. 者の命令 の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理 (第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。) に違反した者 条の一 項
- 第六十七条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 七 第九十一条第一項の規定に違反した者

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車 一両の通り 行 に関 L 第四 + Ė 条 の 二 第 項
- 一 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者
- 第四十七条の三第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 兀 命令に違反した者 第七十一条第一項又は第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者 \mathcal{O}
- 五. 第七十一条第四項 (第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による道路監理員の命令に違反した者

第百三 管理者の命令に違反した者は、 四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路 、ても、 同様とする。 第四十三条の二、 第四十八条第四項、 五十万円以下の罰金に処する。 第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道 第七十一条第五項の規定による道路監理員 の命令 路管理 違反した者に 者の命令又は第

第百 る道路管理者の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四 十四条第四 項又は第四十八条第二項 (第九: 一条第二項におい てこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定によ

第百五条 をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 前 六条の違反行為

第百六条 第四十八条の八第二項の規定に違反して、 届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 十万円以下の過料に処する。

第百七条 路管理者とみなす。 第十三条第二 項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つてその権限を行う者は、 本章の規定の 適用については、 道

〇 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 15 (略)

17 16 \(\) この法律において 「航空運送事業」とは、 他人の需要に応じ、 航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

(許 可)

第百条 航空運送事業を経営しようとする者は、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2~4 (略)

(運航管理施設等の検査)

第百二条 管理施設等」という。)について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、 運航管理の施設、 する航空機を運航し、 第百条第一項の許可を受けた者(以下「本邦航空運送事業者」という。)は、 航空機の整備の施設その他の国土交通省令で定める航空機の運航の 又は整備してはならない。 運航管理施設等について国土交通省令で定める重要な変更をしたときも同様で 安全の確保のために必要な施設 当該運航管理施設等によりその事業の用に 当該許可に係る事業の用に供する航空機の (以下「運航

あ る。

2 略

 \bigcirc 土 地 区 画 整理 法 (昭 和二十九年法律第百十九号)

抄

定

第 を図るため、 条 この法律において「土地区画整理事 この法律で定めるところに従つて行われる土地 業 とは、 都市 計 画区域内の土地につい の区画形質の変更及び公共施設の て、 公共施設の整備改善及び 新設又は変更に関する事業をいう。 宅 地 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 増 進

 $\frac{2}{4}$ (略)

5 この法律におい 7 「公共施設」 とは、 道路、 公園、 広場、 河 Ш その 他政令で定める公共 \mathcal{O} 用に供する施設をいう。

6 \ 8

土 地 区 一画整理 事 業 0) 施 行

第三条 (略)

2 •

5

4 都道府県又は市 町 村 かは、 施 行区域の土地につい て土地区画整理事業を施行することが

できる。

り 8 られるもの又は都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適当であると認められるものに 急施を要すると認 国土交通大臣は、 その他 のも のについては都道 められるもののうち、 施行区域の土地について、 府県又は 国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認 市町 玉 村に施行すべきことを指示することができる。 \mathcal{O} 利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別 ついては自ら施 \mathcal{O} 事 情によ

独 7 行 政法 人都 市 再生機構 構 『再生機構は、国土な何の施行する土地区画 画 [整理事 業

相当規模の地 一条の二 土 地について、 独立 区の計 一行政: 当該土地区 法 画 **公人都市** 的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合にお 画整理事業を施行することができる。 国土交通大臣が 一体的か つ総合的 な住宅市 街 地 そ 0 他 \mathcal{O} 市 街 地 \mathcal{O} 整 備 いては、 改 い善を促 施行区 進すべき 域

2 地 $\overline{\mathcal{O}}$ 前 項に 行 整 :区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。|備と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理に規定するもののほか、独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が 土地区画整理 大臣が国 事 業を [の施 施 策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の 筕 する必要があると認める場合にお ての敷

地 方住宅供: 公給公社 の施 行 ける土は 地 区画整理事

に供する宅地として造成することが著しく困難であると認める場合においては、施行区域の土地について、 を施行することができる。 公社の行う住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の の 三 地方住宅供給公社は、 国土交通大臣(市のみが設立し た地方住宅供給公社にあつては、 都道府県知事) 当該土地区画整理事業場の良好な集団住宅の用 が 地 方 住宅供 給

利の申告

と連署し、又は当該権利を証する書類を添えて、 行者に申告しなければならない。 十 ないものを有 五. 条 施行地区(個人施行者の施行する土地区画整理事業に係るものを除く。 ĵ. し、 又は有することとなつた者は、 国土交通省令で定めるところにより、 当該権利の存する宅地の所有者若しくは当該権利の目的である権利を有する者「画整理事業に係るものを除く。)内の宅地についての所有権以外の権利で登記 書面をもつてその権利の種類及び内容を施 40

2 による申告があつたものとみなす。 九条第三項 (第三十九条第二 項において準用する場合を含む。)の規定による申告の あつた未登記 \mathcal{O} 借 地 権 は 前 項 \mathcal{O} 定

3

項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を除く。 ことができるものとし、 \mathcal{O} び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができる。 個人施行者以外の施行者は、第一項の規定により申告し い限り、その権利の移転、変更又は消滅がないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。)で第三項の規定による届出のないものについては、 次条第五項、第八十五条の三 項の規定による申告があつた施行地区内の宅地について存する登記のない権利 第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をする なければなら)については、その申告がない限り、これを存しないものとみなし ない権利でその申告のないもの 第二 (第 項 \mathcal{O} 項の規定により 規定により第 0 の四第五項その届出

6

(高度利用推進区への換地の申出等)

第八十五条の四 (略)

2~4 (略)

- 5 るときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に施行者は、第一項又は第二項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認め 申出に応じない旨を決定しなければならない。 定められるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、 施行者は、第一項 他の宅地について
- 全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の 換地計画において、第一 項の規定による申出に係る宅地 の全部に つい ての 換地 面積を超えないこととなる場合 の地積及び第二項の規定による申 出に係る宅 地
- \mathcal{O} 全部につい 換地計画において、 ての共有持分を与える土地の地積との合計 項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第二項の規定による申 が高度利用推進 区 (D) 面積を超えることとなる場合 出 係る宅 地

6~8 (略

(換地計画の決定及び認可)

第 八十六条 行者が個人施行者、組合、市町村又は機構等であるときは、国土交通省八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、 事 の認可を受けなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 換地計画を定めなければならない。この場合において、 その換地計画について都道府 施 県

2~5 (略

(宅地地積の適正化)

第九十一条 換地 .地計画に係る区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることができる。災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場へ 第三条第四項若しくは第五項、 第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理 事 れる場合に 業の換 地 お 計 画 におい ては、そ 7

2 (略)

3 項 の場合におい 同 項に規定する地積が小である宅地 の所有者及びその宅地に隣接する宅地の 所 有者の申出があつたとき

は、 ができる。 (地役権を除く。) が存する場合においては、この限りでない。 当該申出 ただし、当該申出に係る宅地について地上権、永小作権、 に係る宅地について、 換地計 画において換地を定めないで、 賃借権! E権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めること

4・5 (略)

(保留地)

て定めることができる。

第九十六条 用に充てるため、又は規準、 第三条第一項から第三項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、 規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地を換地として定めないで、 土地区画整理 その土地を保留地とし 事 ・業の施行の費

2 の建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下同じ。 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額(第九十三条第一項、第二項、 \mathcal{O} 土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額を超える場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地 相当する金額を超えない 価額の一 定の土地を換地として定めないで、 その土地を保留地として定めることができる。 第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びそ 計画においては、)がそ その差 \mathcal{O}

3 (略)

(仮換地の指定)

第九十八条 らない。 きる権利を有する者が ことができる。この場合において、従前の宅地について地上権、 必要がある場合又は換地計画に基き換地処分を行うため必要がある場合においては、 施行者は、 あるときは、 換地処分を行う前において、 その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければな 土地 の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため 永小作権、 賃借権その他の宅地を使用し、 施行地区内の宅地について仮換地を指定する 又は収益することがで

2~6 (略)

(換地処分)

第百三条 (略)

- 2·3 (略
- 4 した場合又は前項の届出があつた場合においては、国土交通大臣は、換地処分をした場合においては 換地処分をした場合においては、 換地処分があつた旨を公告しなければならな その旨を公告しなければならない。 都 道府県知 事 は 都道 府 県 が 換 地処分を
- 5 · 6 (略)

(換地処分の効果)

2~10 (略) 第百四条 (略)

11 施行者が取得する。 第九十六条第一項又は第二 項の規定により換地計画におい て定められた保留地は、 前条第四 頃の 公告があつた日の 翌日にお 7

(保留地等の処分)

第百八条 るときは市町村の、 なければならない。この場合において、 た保留地を、 第三条第四項若しくは第五項、 当該保留地を定めた目的のために、 それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、 施行者が国土交通大臣であるときは国の、 第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第百四条第十一項の規定により取得し 当該保留地を定めた目的に適合し、 適用しない。 都道府県であるときは都道府県の、 かつ、 施行規程で定める方法に従つて処分し 市町村であ

2 (略

(減価補償金)

第百九条 なら 宅地を使用し、 額に相当する金額を、 画整 な 理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合においては、その差 第三条第四項若しくは第五 又は収益することができる権利を有する者に対して、 その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、 項、第三条の二又は第三条の三の規定による施! 政令で定める基準に 行者は、 従い、 土地区画整理事業の施行により、 減価補償金として交付しなければ上権、永小作権、賃借権その他の

2 会の意見を聞かなければならない。 施行者は、 前 項の規定による減価 補償金を交付しようとする場合においては、 各権 利者別 の交付額について、 土 地 区 画 整理 議

(報告、

第百二十三条 行者又は組合に対し、それぞれその施行する土地区画整理事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、百二十三条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村に対し、市町 資料の提出を求め、又はその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、 助言若しくは援助をすることができ 市町 報告若しくは 村長は個

2 において同じ。)に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、 国土交通大臣は、 独立行政法人都市再生機構(第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。 助言又は援助をすることができ 第百二十六条

是正 の要求)

第百二十六条 整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画 更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 国土交通大臣は、 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対し、これらの者が施行者として行う処分又は 44

2 停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。 都道府県、 市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前項の規定による要求を受けたときは、 当該処分の取消 変更若しくは

第百二十七条の二 が 力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、 :した処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。 交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。 前条に規定するものを除くほか、組合、 市町村、 1.不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権 がした処分にあつては

2 項の審査請求につき都道 府県知事がした裁決に不服がある者は、 国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

手続 等の効力

第百二十九条 土地区画整理事業を施行しようとする者、 組合を設立しようとする者若しくは施行者又は土地区画整理事業の施行に

の法律に基づく命令、規準、規約、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした処分、手続その他の行為は、係る土地若しくはその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律マ にこれらの者となつた者がしたものとみなし、 つた者に対してしたものとみなす。 従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、 の物件について権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこ 新たにこれらの者とな 新た

 \bigcirc 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号)

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、 国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一補助金

一 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるも

2 この 法律において「補助事業等」とは、 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4~7 (略)

3

〇 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において 「公園施 設 とは、 都市公園 0 効用を全うするため当該都市公園 に設けら れる次の各号に掲げる施設をいう。

園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

ぶらんこ、 り台、 場その 他の遊 施 設で政令で定めるも

五四 野球場、 陸上競技場、 水泳プールその 湯その他の教養施設で政令で定めるもの泳泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

九八七六 植物園、 物園、 野外劇

売店、 駐車場、 便所その 他の便益施設で政令で定めるも

さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるも

前各号に掲げるもののほ か、 都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園の管理)

3

第 一条の三 ては国土交通大臣が行う。 都市公園の管理は、 地方公共団 体の設置に係る都 市 公園 にあ つては当該地方公共団体が、 玉 の設置に係る都 市 公園に あ

公園 施設の設置基準)

第四 建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物 る範囲内でこれをこえることができる。 |敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、||築物をいう。以下同じ。| の建築面積(国立公園又 (国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。) の総計は、 動 物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、 建築基準法 昭 和二十五年法律第二百一 号) 第二条第一 号 当該都市公園 に規定する 政令で定め

2 項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、 政令で定める。

園管理者以外の者の公園施設の 設置等)

第五条 又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、 請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。 第二条の三の規定により都市公園を管理する者 (以下「公園管理者」という。) 許可を受けた事項を変更しようとするときも、 以外の者は、 国土交通省令) 都市公園に公園施設を設け、 で定める事項を記載した申 同様とする。

用 I 物 0 管理

第五条の二 二条の三の規定にかかわらず、 ねる場合においては、 合においては、 市 公園 都市公園については、 と河 当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理 澒 道 協議して別にその管理の方法を定めることができる。 路、下水道その他 都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。 の施設又はエ 作物 (以下これらを「他 ただし、他の工作物の管理者 の工作物」という。)とが が私人である場 については、 相 互に 効用を兼 第

2

\bigcirc 駐車 ·場法 (昭和三十二年法律第百六号)

用 語 の定義

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語 \mathcal{O} 意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

略)

三~五 (略) 二 路外駐車場 道路の 路 面 外に設 設置され る自 動 車 · の 駐 車 0 ため の施設であつて一 般公共の用に供されるもの を いう。

構造及び設備の基準

術的基準によらなければならない。 昭 「和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、 路外駐車場で自動車の駐車 の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備 政令で定める技 建築基準法

設 置 I の 届

第十二条 ついて ろにより、 項の特例市にあつては、それぞれその長。 第二百五十二条の十九第一項の指定都市、 駐車料金を徴収するものを設置する者 都市 路外駐車場の位置 計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市 規模、 構造、設備その他必要な事項を都道府県知事 以下同じ。)に届け出なければならない。 同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一 (以下「路外駐車場管理者」という。)は、 計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用 届け出てある事項を変更しようとするときも 地方自治法 あらかじめ、 (昭和二十二年法律第六十七号)じめ、国土交通省令で定めるとこ 省令で定めるとこ 12

、また同様とする。

 \bigcirc 首 都 圏の近郊整備地帯及び都市開発区域 の整備に関する法律 (昭和三十三年法律第九十八号) 抄

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、 の規定により指定された区域をいう。 首都圏整備法 (昭和三十一年法律第八十三号。以下「法」という。) 第二十四条第 項

2 この法律で「都市開発区域」とは、 法第二十五条第一 項の規定により指定された区域を いう。

3~5 (略)

6 整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。)をいう。 及びこの法律で定めるところに従つて行なわれる、 この法律で「工業団地造成事業」とは、近 鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業 |郊整備地帯内又は都市開発区域内において、 製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) (造成された敷地又は 排水施

7~9 (略)

○ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)(歩

(定義)

第二条 (略)

2 客自動車運送事業をい この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、 般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イの一 般乗合旅

3 (略)

4

停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの この法律で「自動車ターミナル」とは、 旅客の乗降又は貨物の積卸しのため、 自動車運送事業の事業用自動車を同時に二両以上

以外のものをいう。

5 (略)

6 ル」とは、一 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動 般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。 :車運送事業の用に供する自動車ターミナルをい 「トラックターミナ

7・8 (略)

(事業の許可)

通大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。三条 自動車ターミナル事業を経営しようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の種類ごとに国 かつ、次に定める事業の種類ごとに国土 交

バスターミナル事業 (バスターミナルである一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミ

ナル事業)

二(略

〇 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄)

(公安委員会の交通規制)

第四 は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることがは交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又 できる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をす 識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。 ることが困難であると認めるときは、公安委員会は、 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、 その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、 示により、 道路標 又

2~5 (略

(通行の禁止等)

第八条 (略)

2 よりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。
車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、 前項の規定にかかわらず、 道路標識等に

(歩行者用道路を通行する車両の義務)

第九条 より通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。第十三条の二において「歩行者用道路」という。)を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることに、九条(車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路(

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 条から前条までの規定は、 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、 適用しない。

第五十一条の二 公安委員会は、 う。 令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならな 止を図ることが適当なものを、)が常態として行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防 違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為(以下この条において「違法駐車行為」とい 車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、 内閣 府

2 めるときは、 警察署長は、 当該区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができる。 道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認

○ 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)(抄)

3 \ 11

(不服申立ての種類)

第三条 請求の裁決を経た後さらに行なうものにあつては再審査請求とする。 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、 審査

2 庁に対してするものとし、異議申立ては、 査請求は、処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁 処分庁又は不作為庁に対してするものとする。 (以 下 「不作為庁」という。) 以外の行 政

(処分についての審査請求)

第五条

- あるときを除く。 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長で、 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。
- 前号に該当しない場合であつて、法律(条例に基づく処分については、条例を含む。)に審査請求をすることができる旨の定

めがあるとき。

2 合を除くほか、 前 項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、 処分庁の直近上級行政庁に、 同項第二号の場合にあつては、 法律 (条例に基づく処分については、条例を含む。) に特別の 当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものと 定めがある場

(処分についての異議申立て)

分について審査請求をすることができるときは、 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、 法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。 当該処

- 処分庁に上級行政庁がないとき。
- 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。
- 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

\bigcirc 住宅市街 開発法 (昭和三十八年法律第百三十四号) (抄

(定義

従つて行なわれる宅地の造成、 この法 律において「新住宅市街地開発事業」とは、 造成された宅地の処分及び宅地とあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 及びこの法律で定めるところに

2~11 (略) に附帯する事業をいう。

 \bigcirc 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭和三十九年法律第百四十五号)

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備区域」とは、 近畿圏: 整備法 (昭和三十八年法律第百二十九号。 以下「法」という。)第十一条第一 項

2 の規定により指定された区域をいう。 この法律で「都市開発区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

4 及びこの法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備区域内又は都市開発区域内において、都市計画法(昭和四十三年法律第 鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業(造成された敷地又は (昭和四十三年法律第百号) 排水施

5~7 (略)

整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。)をいう。

○ 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号)(抄

附 則

2 (略)

3 1

級国道であつたものを除く。)の新設又は改築でその行うべきものを、国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、 又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、 道路法第十七条第三項の規定を準用する。 当該新設又は改築に係る一般国道の部一般国道(この法律の施行の際改正前 分の \mathcal{O} 法の規定による 損する都道府

4 略

 \bigcirc 都 市 計 画 法 昭 和四十三年法律第百号) (抄

定

第四条

2 指定された区域をいう。 この法律において「都市 計 画区域」 とは次条の規定により指定された区域を、 準都市計画区域 とは第五条の二の規定により

3 6 (略)

この法律にお 7 市 街 地 開発事業」 とは、 第十二条第一 項各号に掲げる事業をいう。

8 5 16

市計画区

第五条 及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、 があるときは、 して総合的に整備し、開発し、 都道府県は、 当該市町村の区域外にわたり、 市又は人口、 及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、 就業者数その他 都市計画区域を指定することができる。 \mathcal{O} 事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、 か つ、 体の都市と 自然的

- 2 の他 |昭和三十八年法律第百二十九号)による都市開発区域、 都道府県は、 新たに住居都市 前項の規定によるもののほか、 工業都市その 他の都市として開発し、 首都圏整備法 中部圏開発整備法 及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとす-部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)による都市開発区域そ (昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、 近畿圏整備
- 3 会の 都道 意見を聴くとともに、 府県は、 前二項 の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣に協議 あらかじめ、 Ĺ その同意を得なければ 関係市 町 村及び 都道 ならな 府 県都 市 画 議
- 4 一以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、 \mathcal{O} 意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、 第一項及び第二項の規定にかかわらず、 国土交通大臣が、 あらかじめ、 あら かじめ、 関係市 町 都

村及び都道府県都市 計画審議

- 5 市 項の規定は、都市計計画区域の指定は、 国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。選議会の意見を聴かなければならない。
- 6 各項の規 画 区域の変更又は廃止について準用する。

市 街 地開発事

第十二条 都市計画区域については、 都市計画に、次に掲げる事業で必要なものを定めるものとする。

- 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業
- 新住宅市 街地開 発法 (昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発
- 畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 首都圏の近 |郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 (昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業又はる新住宅市街地開発事業 (昭和三十九年法律第百四十五号) による工業団地造成事 業近

兀 都市再開発法による市街 地再開発事業

五 新都市基盤整備法 (昭和四十七年法律第八十六号) による新都市基盤整備 事 業

六 密集市街地整備法による防災街区整備事業大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区 整 備 事 業

2 6 略

市 町村の都市 計画に関する基本的な方針

第十八条の二 る。 全の方針に即し、 市町村は、 当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市 計画 区域の整 を定めるものとす 備 開 発及び保

- 2 もの 市町村は、 とする。 基本方針を定めようとするときは、 あらかじめ、 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置 を講ずる
- 3 町村は、 基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 都道府局 県知事 に通知しなけ ればならない。
- 4 町 村が定める都市計画は、 基本方針に即したものでなければならない。

○ 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)

(定義)

第 一条 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。 都市計画法

わ に関する事業並びにこれに附帯する事業をいい、 律第百号)及びこの法律 れる第二種市街地再開発事業とに区分する。 (第七章を除く。) で定めるところに従つて行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備 第三章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行 (昭和四十三年法

二~十三 (略)

○ 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「新都市基盤整備事業」とは、 る事業をいう。 新都市の基盤となる根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地の整備に関する事業並びにこれに附帯す 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 及びこの法律に従つて行なわれる

2~8 (略)

 \bigcirc 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和 五十年法律第六十七号) (抄

(定義)

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~三 (略)

兀 住宅街区整備事業 この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更、 公共施設の新設又は変更及び共同住宅

の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

五 (略)

六 公共施設 土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。

七~十二 (略)

(換地計画の決定及び認可)

第七十二条 行者が個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社であるときは、国宅十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、 国土交通省令で定めるところにより、 換地計画を定めなければならない。 この場合において、 その換地計画について、施

都府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 土地区画整理法第八十八条、 第八十九条、 第九十条から第九十二条まで、 第九十 四条及び第九十五条の規定は 換地 計

画について準用する。

2 ついての換地に関しては、適用しない。 前項中土地区画整理法第九十一条第四項及び第九十二条第三項に係る部分は、 第六十八条第一項の規定により指定された宅地に

(土地区画整理法の準用)

土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、 住宅街区整備事業について準用する。

〇 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄

(定義)

第 2 一条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、 この法律において「第一 種鉄道事業」とは、 他人の需要に応じ、 第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。 鉄道 (軌道法 (大正十年法律第七十六号) による軌道及び同法

を 準用される軌 いう。 道に準ずべ きものを除く。 以下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、 第二 種 鉄 道事業以外のも

- 3 渡を受けたものを含む。) この法律において「第二種鉄道事業」とは、 以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をい 他 人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路 他 人が敷設 た鉄 道 線路であつて譲
- 4 鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう。 この法律において「第三種鉄道事業」とは、 鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び
- 5・6 (略)

(許可)

第三条 鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 鉄道事業の許可は、路線及び鉄道事業の種別(前条第一 項の鉄道事業の種別をいう。以下同じ。)について行う。
- 3 種鉄道事業及び第二種鉄道事業の許可は、 業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して行うことができる。
- 4 時的な需要のための鉄道事 業の許可は、 期間を限定して行うことができる。

(事業基本計画等の変更)

げる事項を変更しようとするときは、 ついては、この限りでない。 鉄道事業の許可を受けた者(以下「鉄道事業者」という。)は、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲 ただし、 国土交通省令で定める軽微な変更に

· 3 (略

(工事の施行の認可)

る施設 鉄道事業者は、 (以 下 なければならない。ただし、 「鉄道施設」という。)について工事計画を定め、 国土交通省令で定めるところにより、 工事を必要としない 鉄道施設に 鉄道線路、 許可の際国土交通大臣の指定する期限までに、 うい 停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供 、ては、 この限りでない。 事 \hat{O} 施 混行の認| 可 す

密集市街地 における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号)

 \bigcirc

第二条 この法律 該各号に定めるところによる。 (第十号に掲げる用語にあっては、 第四十八条を除く。)において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ

密集市街地 当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設がないことその他当該区域内の土

防災街区(その特定防災機能が確保され、及び土地の合理的かつ健全な地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。 機能 火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。 その特定防災機能が確保され、及び土地の合理的かつ健全な利用が図られた街区をいう。

防災公共施設 特定防災機能 密集市街地において特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、 公園その他政令で定める公共

建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、

ころに従って行われる建築物及び建築物の敷地 する事業をいう。

五

防災街区整備事業

施設をいう。

七~十五 建築物 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第一号に規定する建築物をいう。

の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附

この法律で定めると